

平成 29 年度 第 12 回 千葉県個人情報保護審議会 第 1 部会

1 会議の日時：平成 30 年 3 月 15 日（木）午前 10 時 00 分から午前 10 時 25 分

2 場 所：千葉県庁中庁舎 1 階 審査情報課委員会室

3 出 席 者

(1) 委 員：土屋 俊（部会長）、海野 朋子、川瀬 貴之、永嶋 久美子

(2) 事務局：総務部市町村課 高梨 みちえ 課長、林 直人 行政班長、
川原 崇 副主査、渡邊 敬文 主事

4 調査審議手続き：公開（傍聴者なし）

5 議 題

(1) 本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について

(2) 「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」に規定する事務を、本人確認情報の利用事務に追加する場合にあっては、千葉県個人情報保護審議会への報告事項とすることについて

6 議事の概要

土屋部会長：会議録署名人を海野委員にお願いする。

また、審議については、公開で行う。

本日の会議では、本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について及び「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」に規定する事務を、本人確認情報の利用事務に追加する場合にあっては、千葉県個人情報保護審議会への報告事項とすることについて審議する。

まず、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について、事務局から説明をお願いする。

事務局：(資料「議題 1 本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について」を説明)

土屋部会長：事務局の説明に対して、質問や意見はあるか。

(各委員から質問、意見なし)

土屋部会長：審議会としては、リスクが増えるかという観点で調査審議してきている。扱う件数は多いが、新たに扱うこととなる者は各事務で1、2名程度増えるというもので、リスクが増大するとはいえない。また、端末機の増設はないので、システム面でのリスクの増加もなく問題ないものとして、答申をまとめてよろしいか。

（各委員から異議なし）

土屋部会長：答申を検討する。「適当なものと認める。ただし、本人確認情報の利用拡大にあたっては、操作者に対する研修その他の保護措置を十分に行い、今後とも本人確認情報の保護に万全を期すこと。」この答申でよろしいか。

（各委員から異議なし）

土屋部会長：それでは、次に、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」に規定する事務を、本人確認情報の利用事務に追加する場合にあっては、千葉県個人情報保護審議会への報告事項とすることについて、事務局から説明をお願いする。

事務局：（資料「議題2 「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」に規定する事務を本人確認情報の利用事務に追加する場合にあっては、千葉県個人情報保護審議会への報告事項とすることについて」を説明）

土屋部会長：事務局の説明に対して、質問や意見はあるか。

永嶋委員：資料に、「操作者を指定する場合」とあるが、事務を追加する場合で、操作者を指定しない場合はあるのか。

事務局：既存の事務と兼務するような場合には、新たな操作者の指定を伴わないこともある。

土屋部会長：今まででは、事務の追加があったときには、諮問を受け審議することになっていたが、番号利用事務の追加に伴う場合だと、妥当性及び必要性については判断の余地がなく、リスクはどうかということになる。これは、操作者の人数や設置端末の増加という点の検討になるが、これまでの答申内容に従うということで、条例案を作るとときに諮問しないで、条例案を作りその内容を報告するという趣旨であった。また、報告時期については、原則として議會上程前という

ことであった。「原則として」とあるが、議会上程後の報告になる場合でも、これまでの答申内容を踏まえて適切に判断してもらえるならば、よいと思う。

事務局：今後、どれくらいの時期に、どれくらいの頻度で事務の追加が行われるか事務局でも計りかねている。原則として、議会上程前ということで事務を進めるが、不都合が出てきたらその都度御相談させていただきたい。

土屋部会長：答申の検討に入りたい。

(各委員から異議なし)

土屋部会長：「適當なものと認める。ただし、操作者を指定する場合は、追加する事務の内容を十分に精査した上で、必要最小限の人数としたことを報告すること。」

この答申でよろしいか。

(各委員から異議なし)

土屋部会長：この内容で了解いただいたと心得る。

答申の最終的な字句に関しては部会長一任とさせていただく。

以上で平成29年度第12回千葉県個人情報保護審議会第1部会を終了する。

会議録署名人

土屋 俊

会議録署名人

海野 朋子